北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行 規則

> 北海道公安委員会規則第13号 平成13年7月23日

改正 平成17年3月4日公安委員会規則第1号、24年7月10日第8号、28年3月29日第 3号

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則を ここに公布する。

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成13年北海道条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

- 第2条 条例第2条に規定する北海道公安委員会が指定する区域は、告示で定める。 (料金等の表示方法)
- 第3条 条例第3条の規定による営業に係る料金及び違約金等の内容(以下「料金等」という。)の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金等を表示した書面その他の物 (以下「料金表」という。)を客に見やすいように掲げること。
 - (2) 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。 (指示)
- 第4条 条例第8条の規定による指示は、別記第1号様式の指示書を交付して行うものとする。

(営業の停止)

第5条 条例第9条の規定による営業の停止の命令は、別記第2号様式の営業停止命令書を交付して行うものとする。

(標章のはり付け)

- 第6条 条例第10条第1項の規定による標章のはり付けは、条例第9条の規定による営業の停止を命じた後速やかに、別記第3号様式の標章をはり付けて行うものとする。 (標章の取り除き申請手続)
- 第7条 条例第10条第2項の規定による申請を行おうとする者は、別記第4号様式の標章 除去申請書を北海道公安委員会に提出しなければならない。この場合において、標章除 去申請書の提出は、当該申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由してする ものとする。
- 2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 条例第10条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営も

うとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その 他の処分を受けなければならないこととされているときにあっては、当該処分を受け たことを証明する書類

- (2) 条例第10条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項の規定による届出をしなければならないこととされているときにあっては、当該届出をしたことを証明する書類
- (3) 条例第10条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあっては、当該確認を受けたことを証明する書類
- 第8条 前条第1項の規定は、条例第10条第3項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。)について準用する。
- 2 前項において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 標章除去申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - (3) 申請に係る施設の登記事項証明書
 - (4) 標章除去申請者が申請に係る施設の使用について正当な権原を有することを証明す **る書類**
 - (5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律 関係を明らかにする書類(当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させな い旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。) (立入証)
- 第9条 条例第12条第2項に規定する証明書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。 附 則
 - この規則は、平成13年9月1日から施行する。 附 則(平成17年公安委員会規則第1号)
 - この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規則第8号)

- この規則は、平成24年7月10日から施行する。
 - 附 則(平成28年公安委員会規則第3号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式省略